

多子世帯の保育料等の軽減制度について

父母が扶養している第3子以降のこどもが保育所等を利用する場合は、兄弟の年齢に関わらず、「保育料無償化」や、「副食費の徴収免除」を実施しています。

ただし、下記の表のいずれかに該当する世帯については、裏面の『多子世帯状況申告書』の提出が必要です。

① 0歳児から2歳児の児童の保育料

対象の児童	保育料	申告書の提出が必要な世帯
第2子の児童	半額	保護者が扶養している 19 歳以上の兄弟がいる 所得割課税額 57,700 円未満の世帯
		保護者が扶養している 18 歳以下の別居の兄弟がいる 所得割課税額 57,700 円未満の世帯
	無料	保護者が扶養している 19 歳以上の兄弟がいる 所得割課税額 77,101 円未満のひとり親等の世帯
		保護者が扶養している 18 歳以下の別居の兄弟がいる 所得割課税額 77,101 円未満のひとり親等の世帯
第3子以降の児童	無料	保護者が扶養している 19 歳以上の兄弟がいる世帯
		保護者が扶養している 18 歳以下の別居の兄弟がいる世帯

- ※1 裏面の「多子世帯状況申告書」と、対象の兄弟の「健康保険証の写し」の提出が必要です。(健康保険証がない場合は、マイナ保険証の資格情報をご提出ください。資格情報はマイナポータルからダウンロードできます。)
- ※2 19 歳以上の兄弟がいても、18 歳以下の同居している兄弟で要件を満たす場合は、申告書の提出は不要です。
- ※3 年度の途中で申告した場合は、対象月の翌月から適用されます。

② 3歳児から5歳児の児童の副食費(給食費のうちおかず代)

対象の児童	副食費	申告書の提出が必要な世帯
第3子以降の児童	免除	保護者が扶養している 19 歳以上の兄弟がいる
		保護者が扶養している 18 歳以下の別居の兄弟がいる

- ※1 裏面の「多子世帯状況申告書」と、対象の兄弟の「健康保険証の写し等」の提出が必要です。
- ※2 19 歳以上の兄弟がいても、18 歳以下の同居している兄弟が2人以上いる場合は、申告書の提出は不要です。
- ※3 年度途中で申告した場合は、申告日の翌月から適用されます。

詳しくは、松江市 入所のてびきをご確認ください。

- 多子世帯とは保護者が扶養しているこどもが2人以上いる世帯のことをいいます。
※「保護者が扶養している」とは所得税や市民税、健康保険などの扶養親族となっている場合をいいます。
地方税法の「生計を一にする」と同義となります。

問い合わせ先：松江市 保育所幼稚園課 認定入所係 電話：0852-55-5312

該当者のみ、申告書と兄姉の扶養者が分かる書類を保育所幼稚園課にご提出ください。

令和 年 月 日

多子世帯状況申告書(19歳以上または別居の兄姉の申告)

(あて先)松江市長

住 所:松江市

申請者 氏 名:

印

(自署の場合押印不要)

電話番号:

私(または配偶者)が扶養している19歳以上の子ども、または別居している子どもについて、下記のとおり申告します。
なお、申告した子どもが扶養から外れた場合は、速やかに申し出ます。

記

1. 多子世帯の軽減制度の対象となる子ども

フリガナ 氏 名	生 年 月 日	在 籍 施 設
	令和 年 月 日	
	令和 年 月 日	

2. 扶養している子ども(1.の兄姉)のうち、同居している19歳以上の者又は別居している者

兄 姉 1 人 目	フリガナ 氏 名	生年月日	平成 年 月 日
	住 所 (同居の場合は記入不要)		
	職 業	学生・扶養内で就労・病気療養中・その他()	
	学校名・療養先等		
兄 姉 2 人 目	フリガナ 氏 名	生年月日	平成 年 月 日
	住 所 (同居の場合は記入不要)		
	職 業	学生・扶養内で就労・病気療養中・その他()	
	学校名・療養先等		

1 対象兄姉の扶養者が父母のいずれかになっているもの(健康保険証・マイナ保険証の資格情報など)を添付してください。

※マイナ保険証の資格情報は、マイナポータルからダウンロードすることができます。

2 兄姉が別居している場合は、学生証や戸籍謄本(親子・兄弟姉妹関係の証明)及び生活費、学資金、療養費等の送金がかかるものの写しの提出を求めることがあります。

3. 申告する年度

令和 年度

注意 ご記入いただいた年度での適用となります。「令和8年度」と記入した場合は、令和8年4月から令和9年3月が対象となります。(令和7年度の申告は令和8年3月31日までです。それ以前の年度は遡って申告することはできません。)